

災害救助法が適用された地域において被害を受けられた皆様へ

このたびの災害により被災された方々に心からお見舞い申し上げますとともに、お亡くなりになられた方のご冥福をお祈り申し上げます。
少額短期保険会社では、災害救助法が適用された地域の被災者のご契約について、以下の特別措置を実施しております。

<生命保険型商品の場合>

- (1) 保険料払込猶予期間の延長
お客様のお申し出により、契約更新も含めた保険料のお払込みについて、猶予する期間を最長6ヶ月間まで延長いたします。
- (2) 保険金・給付金の請求手続きの簡素化
お客様のお申し出により、必要書類を一部省略するなど、通常の場合よりも簡便かつ迅速なお取扱いをいたします。

<損害保険型商品の場合>

- (1) 継続契約の締結手続きの猶予
お客様のお申し出により、現在ご契約いただいている保険契約のご継続にかかる手続きについて、ご契約の満了日に応じて最長6ヶ月間、猶予いたします。
- (2) 保険料払込猶予期間の延長
お客様のお申し出により、保険料のお払込みについて、猶予する期間を最長6ヶ月間まで延長いたします。

※お取扱いの詳細につきましては、ご契約されている少額短期保険会社にお問い合わせください。

なお、2012年1月1日以降、災害救助法が適用された地域は次のとおりです。(2012年11月27日現在)

| 法適用日 | 災害救助法適用市町村 | 備考 |
|-------------------------------|--|---|
| 2012年11月27日 | 【北海道】 室蘭市(むろらんし) 登別市(のぼりべつし) 伊達市(だてし) 虻田郡豊浦町 (あぶたぐんとうやちよう) 有珠郡壮瞥町 (うすぐんそうべつちよう) 白老郡白老町 (しらおいぐんしらおいちよう) 虻田郡洞爺湖町 (あぶたぐんとうやこちよう) | 1月27日の暴風雪による被害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、避難して継続的に救助を必要としている。 |
| (2012年3月10日) 2012年1月14日適用済 | 【新潟県】 上越市(じょうえつし) | 上越市板倉区で発生した地すべり災害において、多数の者が生命又は身体に危害を受けるおそれが生じている。 |
| 2012年2月4日 | 【新潟県】 阿賀町(あがまち) | 連日の降雪により、これを放置すれば住宅が倒壊するおそれが生じ、また、降雪による通行障害により車中に閉じ込められるなど、多数の者の生命又は身体に危害を受けるおそれが生じている。 |
| 2012年2月3日 | 【新潟県】 小千谷市(おぢやし) 魚沼市(うおぬまし) 湯沢町(ゆざわまち) 津南町(つなんまち) | |
| 2012年2月1日 | 【青森県】 むつ市(むつし) 横浜町(よこはままち) | |
| 2012年2月1日 | 【長野県】 小谷村(おたりむら) 信濃町(しなのまち) 栄村(さかえむら) 飯山市(いいやまし) 野沢温泉村(のざわおんせんむら) | |
| 2012年1月31日 | 【新潟県】 南魚沼市(みなみうおぬまし) | |
| 2012年1月28日 | 【新潟県】 長岡市(ながおかし) 柏崎市(かしわざきし) 十日町市(とのおかまちし) 糸魚川市(いといがわし) | |
| 2012年1月14日 | 【新潟県】 上越市(じょうえつし) 妙高市(みょうこうし) | |